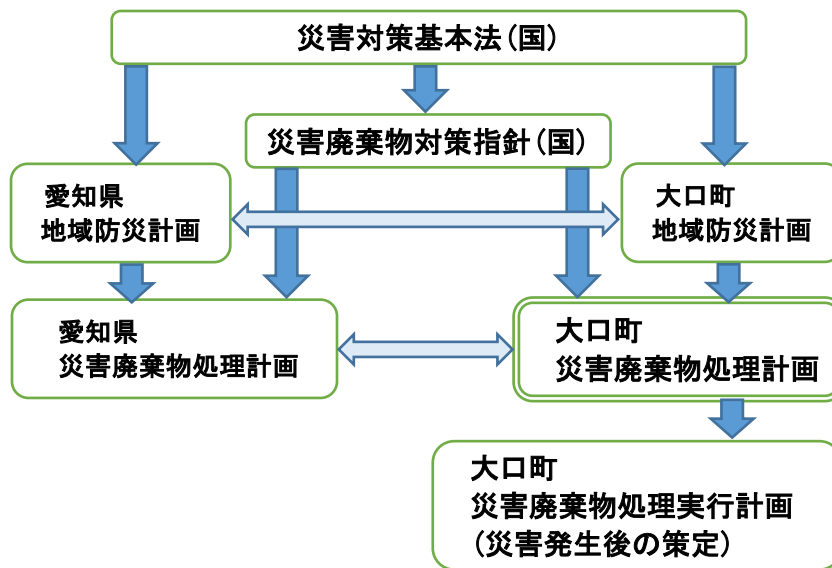


大口町災害廃棄物処理計画（概要版）

本計画の位置付け

本計画は、環境省の定める「災害廃棄物対策指針」に基づき策定するもので、「大口町地域防災計画」と「愛知県災害廃棄物処理計画」との整合を図り、災害廃棄物の処理を円滑に行うため、必要な事項を示したものであり、その位置付けは図のとおりです。



対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び風水害、その他自然災害を対象とします。

対象とする災害	概要
地震災害	地震の揺れに加え、これにより発生する火災、液状化、急傾斜地崩壊等も対象とする。
風水害、その他自然災害	台風、集中豪雨等による多量の降雨により生ずる洪水、河川・内水氾濫等の被害を対象とする。

地震災害については、愛知県災害廃棄物処理計画に基づき、平成27年12月に愛知県防災会議で示された南海トラフ地震の「過去地震最大モデル」を想定災害とします。

【過去地震最大モデルとは】

南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、過去に発生した宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5地震を重ね合わせた地震。

対象とする災害廃棄物

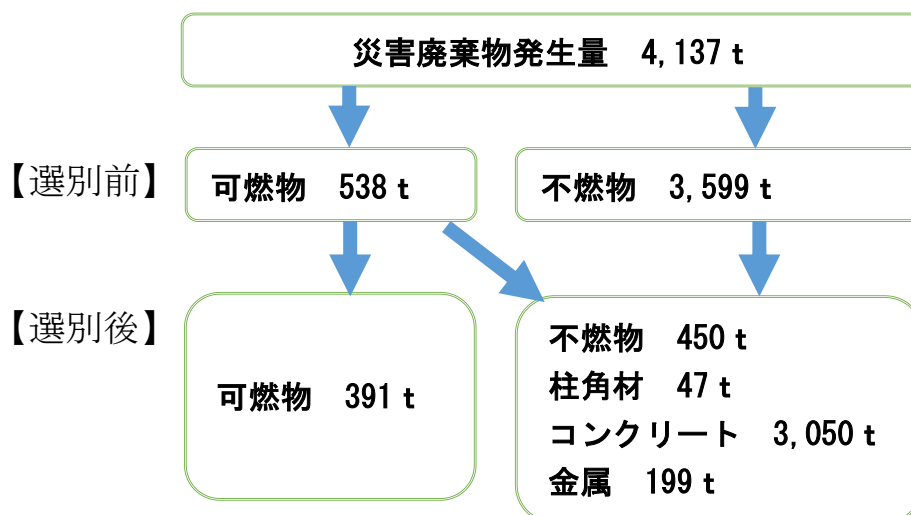
対象とする災害廃棄物は、「被災者の生活に伴う廃棄物」と「災害によって発生する廃棄物」に区別し、表に示したとおりとします。

被災者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ、避難所ごみ、粗大ごみ、し尿
災害によって発生する廃棄物（片付けごみ）	可燃物、資源ごみ、木くず、畳、布団、コンクリートがら等、金属くず、腐敗性廃棄物、廃家電（4品目）、小型家電（その他家電）廃自動車等、有害廃棄物危険物、適正処理が困難な廃棄物

なお、事業所等から排出される災害廃棄物の処理については、事業者が自ら処理等を行うことを基本としますが、大規模災害の発生後に国が示す取り扱いに準じて対応します。

災害廃棄物の発生量の推計

愛知県災害廃棄物処理計画が示す推計値を基に災害廃棄物処理対策をまとめるものとし、発災後、実際の被害状況を踏まえて災害廃棄物の発生量の把握を行い災害廃棄物処理実行計画に反映するものとしします。



※発生量の推計値は、愛知県災害廃棄物処理計画を基に大口町作成

災害廃棄物の処理にあたっては、段階に応じた選別と積極的な資源化により、焼却処理量や最終処分量の削減を図ります。

段階的業務の概要

災害廃棄物処理については、業務が国及び愛知県との調整、仮置場の設置・運営等広範囲かつ長期間にわたることから環境対策室を中心に臨時の災害廃棄物処理対策班を設置し、大口町災害対策本部及び関係部局と連携し、人員応援等により円滑な災害廃棄物の処理に努めます。また、協力・支援体制については、被害状況等により、災害廃棄物を自ら処理することが困難な場合、愛知県の指導・助言をうけながら、廃棄物処理の経験、能力や必要な資機材を有する民間事業者、各種相互応援協定を締結している市町村や、一般社団法人愛知県産業廃棄物協会との相互援助協定に基づき応援要請を行います。

時期	業務内容	時期	業務内容
発災前 (災害予防)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理計画の策定 ・ 関係機関連絡窓口の定期的な確認 ・ 災害応援協定の締結 ・ 仮置場候補地の選定 ・ 仮設トイレの確保 ・ マンホールトイレの整備 ・ 防災関連資機材の保有状況の定期的な確認 ・ 人材育成、訓練の実施 	応急対応	<p>【おおむね3日～3週間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物発生量の推計 ・ 一般廃棄物処理施設の安全確認 ・ 収集運搬体制の確保・実施 ・ 倒壊の危険のある建物の解体 ・ 腐敗性廃棄物の処理開始 ・ 有害廃棄物・危険物の所在把握、取扱方法の周知 ・ 県への事務委託の検討 <p>【おおむね3週間～2か月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理実行計画の作成 ・ 収集運搬の実施 ・ 仮置場の設置・管理・運営 ・ 腐敗性廃棄物の処理 ・ 有害物質・危険物の収集ルート確立 (県へ処理委託する場合) ・ 委託範囲の確定 ・ 事務委託の手続き <p>【おおむね2か月～3か月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収集運搬の実施 ・ 仮置場の管理・運営 ・ 放置車両の移動・返還 ・ 国庫補助事務
発災後 (初動期)	<p>【2日以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ し尿の収集運搬・処理体制の確保 ・ 仮設トイレのし尿収集開始 ・ 一般廃棄物処理施設の確認 ・ 一般廃棄物処理施設への進入路の確認 ・ 県に対する実施状況の連絡・応援要請 ・ 片付けごみ収集方法の検討 ・ 町民・ボランティアへの情報提供 ・ 仮置場候補地の選定 ・ 仮置場候補地の被害状況確認及び候補地以外の仮置場の検討 <p>【3日以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活ごみ、避難所ごみの収集運搬、処理体制の確保 ・ 仮置場の確保・設置及び分別方法周知 ・ 仮置場必要面積の算定 		復旧復興

災害廃棄物処理の基本方針

- (1) 災害によって発生した廃棄物は、生活系廃棄物とは別の処理体制を確立し適正な処理に努めます。
- (2) 被災現場で可能な限り分別することで、仮置場で円滑な受入れを図ります。
- (3) 災害廃棄物は、仮置場で細分別を行い適正な処理に努めます。
- (4) 仮置場での保管、選別等を通じて、災害廃棄物の再利用、資源化に最大限努め、焼却処理量及び最終処分量の削減を図ります。
- (5) 可燃物の処理方法は、江南丹羽環境管理組合での処理、民間委託、広域処理等の中から生活系廃棄物の発生状況も考慮して選定します。
- (6) 仮置場での作業による地域住民の生活環境の悪化を防ぐため、環境保全のために必要な対策を適宜行います。

仮置場の候補地の選定

発災後、災害廃棄物により復旧作業及び生活環境に支障が生じることがないように、速やかに仮置場を確保し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要です。本町では、愛知県災害廃棄物処理計画で推計する災害廃棄物発生推定量(4,137 t)から仮置場の必要面積を算定すると、569㎡以上の広さの仮置場が必要になります。

また、運用については、1ヶ所での分別、保管、処理を行うため有効利用面積約5,000㎡を有する「大口町民会館第1駐車場」の一部の1,200㎡を被災状況に合わせ、且つ他の利用用途と調整し、周辺環境への影響や運搬効率も考慮して仮置場の候補地として選定します。なお、必要に応じ仮置場利用面積を拡張し分別、保管、処理を行います。

し尿処理の基本方針

- (1) 災害時には、公共下水道が使用できなくなることが想定されるほか、避難所から発生するし尿に対応するため避難者数を把握したうえで、し尿の発生量を推計し、効率的な収集体制を整備します。
- (2) 平常時の委託による収集の継続を基本とするが、収集効率の低下等により町内の衛生状態の維持に支障が生じる恐れがある場合は、他の市町村や民間業者に応援を要請します。
- (3) 収集したし尿は、平常時同様に愛北クリーンセンターで処理することを原則とするが、施設の損壊や停電、断水等により平常時の処理が困難な場合は、愛知県を通じて他自治体へ処理要請を検討します。